

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

漁港管理者名	千葉県	漁 港 名	飯岡漁港	漁港種別	第1種
都道府県名	千葉県	市町村名	旭市		
漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針					

飯岡漁港は、外洋である太平洋に面し、九十九里浜の北端、屏風ヶ浦の近くにある。

沖合・沿岸漁業の拠点として機能しており、イワシやハマグリ、シラウオなど多様な水産物が水揚げされ、県内有数の漁獲量を誇るとともに、地域の水産業や食文化を長年にわたり支えてきた。

しかし近年は、全国的な漁業就業者の減少や高齢化に加え、気候変動に伴う水産資源の変動や漁獲量の減少などにより、漁業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。このため、持続可能な漁業経営の確立と、次世代の担い手の育成・確保に向けた取組が求められている。

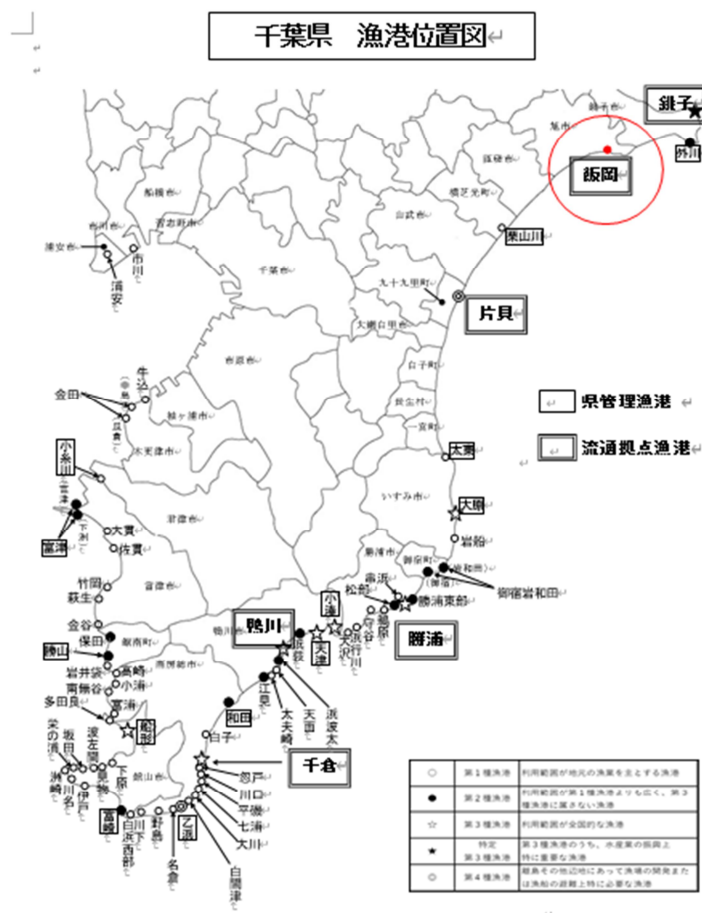
一方、飯岡漁港は、首都圏や成田空港からのアクセスにも恵まれており、釣りやサーフィン等のレジャー利用に加え、体験型観光への期待も高く、地域活性化に向けた高い潜在力を備えている。

また、旭市ではこれまで「生涯活躍のまち・あさひ形成事業」をはじめ、公民が丁寧に対話と協働を重ねながら事業を進めてきた実績がある。こうした公民連携の積み上げは、市内関係者の信頼関係や共創の姿勢を育んできており、海業の推進においても、丁寧な合意形成と明確なビジョン設定のもと、多様な主体が連携して推進体制を構築できるという大きな強みとなる。

こうした背景を踏まえ、飯岡漁港を核とした交流人口の更なる拡大を図り、漁業者の所得向上及び地域全体の活性化を図ることを目的として、海業を推進する。

このために活用を図る漁港施設（行政財産）は、当該目的に沿った用途で認定計画実施者に貸し付け、占用させることとし、当該事業の終了時には、本来の用途に円滑に供するために原状回復できるよう、適切にその機能を保全するものとする。

なお、活用事業の実施に当たっては、「旭市海業推進事業計画」を尊重し、そのビジョンの実現に向け、漁業者・地域・企業等と連携し、関係者の利益が持続的に循環する海業の推進を図るものとする。

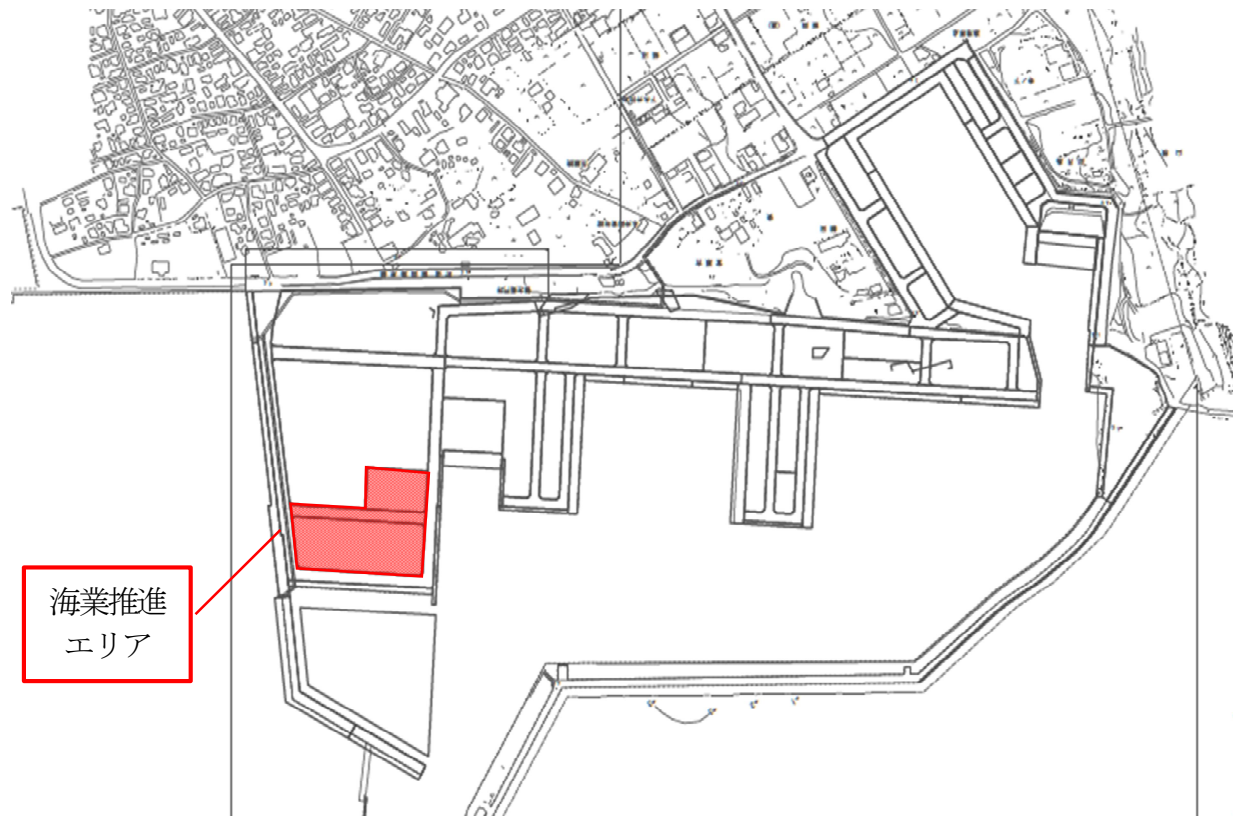


2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

実 施 期 間	令和10年度～39年度（最大30年間）
求められる事業内容	地元水産物の販売、飲食の提供及び体験・交流機能を備えた複合施設を整備し、運営する。 施設規模については、既存の漁業活動及び漁港利用との調和を図るとともに、周辺交通への影響や環境負荷を抑制する観点から適正な規模とし、店舗面積は1,000 m²未満を目安とする。 ① 水産物の消費の増進に関する事業 飯岡漁港で水揚げされる水産物（イワシ、ハマグリ、シラウオ等）を取扱い、販売及び飲食等の提供事業（飲食、物販、カフェ、浜焼きなど）により、水産物の消費を増進する。 ② 交流の促進に関する事業 飯岡漁港の特性を活かし、釣り具レンタル、水産加工体験、釣った魚を捌くシェアキッチン等の設置・運営等の交流促進のための事業を行うことにより利用者を増やし、交流を促進する。 ③ 附帯事業 上記①及び②の利用者のための駐車場を設置・運営する。

3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地

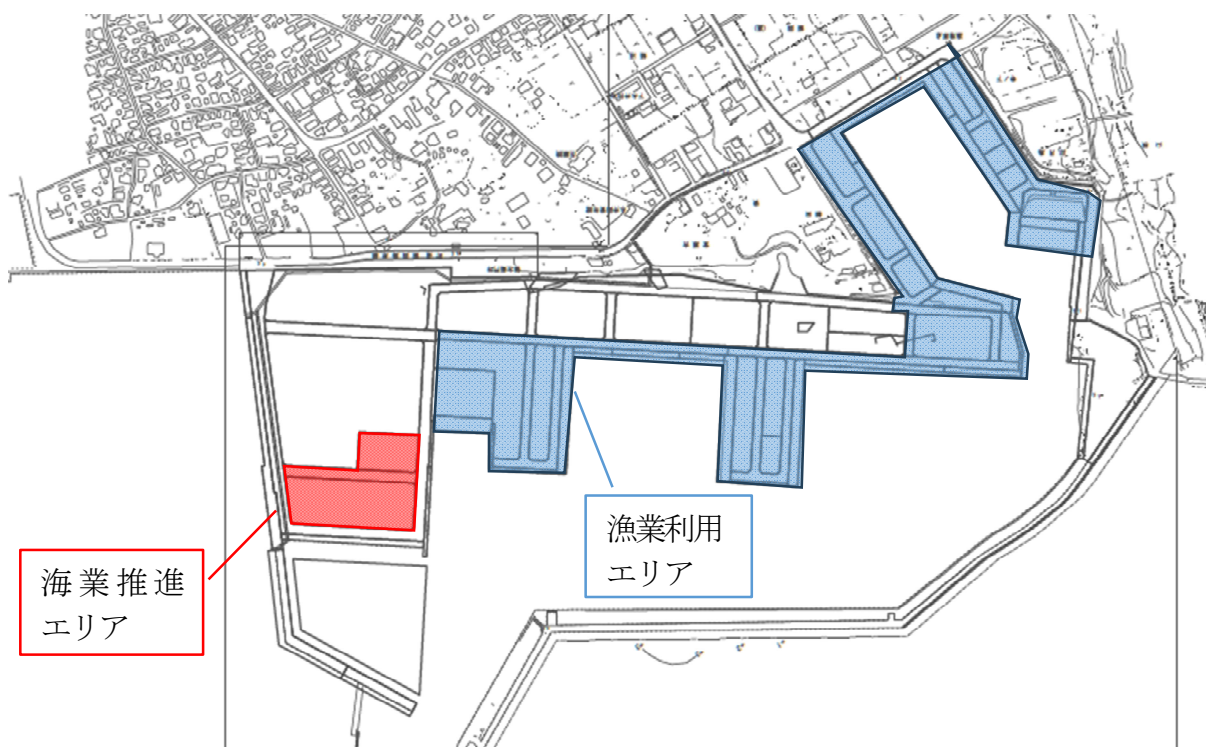
平面図



4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

① 漁港全体の適正な利用の考え方

飯岡漁港の漁業利用の適正化を図り、漁港中央部と漁港東側を漁業活動に利用する「漁業利用エリア」とし、これに伴い、新たに創出されたいいおかみなと公園南側の用地については、漁港施設等活用事業の用に供し、飲食・物販、体験等を行う「海業推進エリア」とに適切にゾーニングをする。



② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項

漁港施設等活用事業において利用される漁港施設用地について、認定計画実施者は、漁港管理者、漁業者と連携・調整し、一般利用者が周辺の漁業利用エリアに立ち入ることのないように周知するなど対策を講じ、周辺用地・施設での円滑な漁業利用の確保を図る。

③ 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項

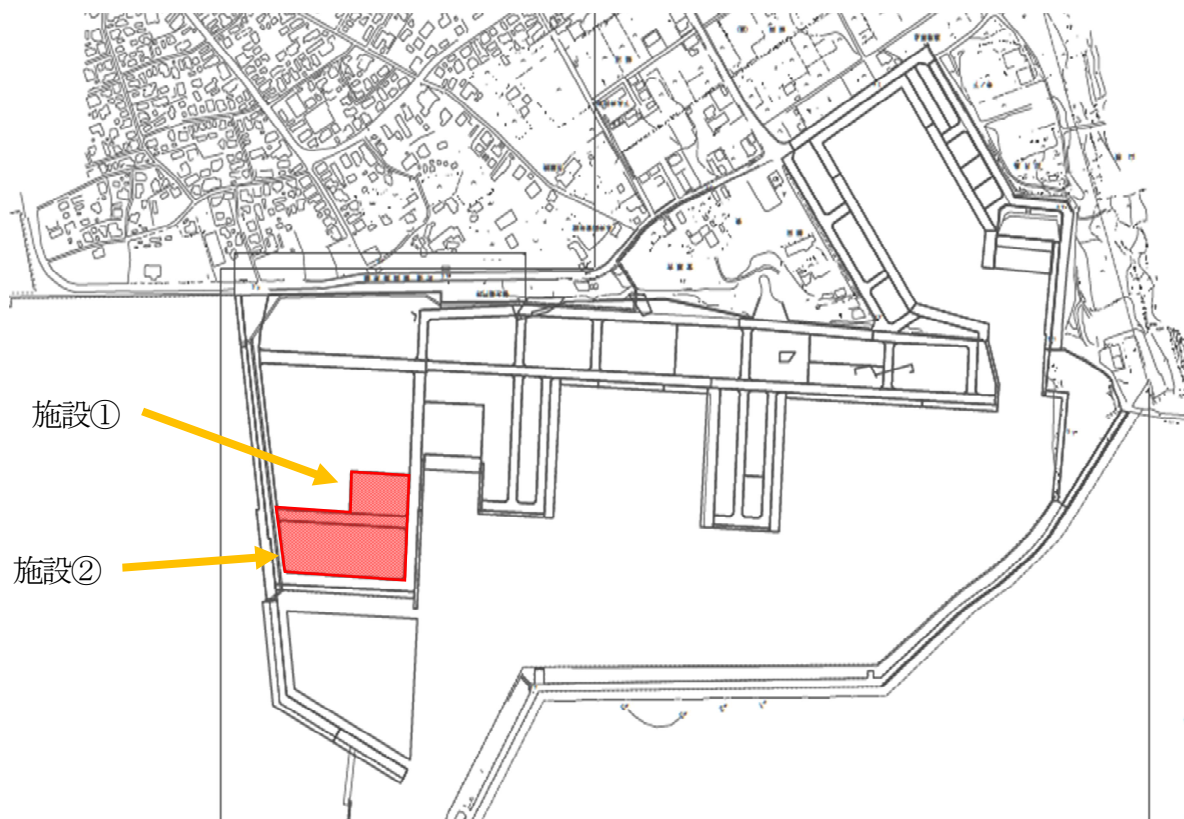
旭市沿岸に共同漁業権が設定されており、漁港全面から沿岸部にかけては、ハマグリ等の貝類を対象とした採貝業が行われている。水域における漁業活動を阻害しないよう調整を図るとともに、漁業権の対象となっている水産動植物が存在していることを利用者等へ周知するよう努める。

5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項	一般利用者等の地理に不案内な利用者が多数利用するため、認定計画実施者は、漁港管理者、自治体、地域の自主防災組織等とあらかじめ利用者等に対する地震や津波発生時等における避難誘導についての協議・調整を行い、避難所や避難経路を事前に周知するとともに、外国人を含む多様な利用者に対応した情報伝達の手段を確立しなければならない。 また、利用者等が水面へ転落しないよう注意喚起に努めなければならない。
② 環境との調和に関する事項	認定計画実施者は、漁港施設等活用事業の実施に際し、周辺住民の生活に支障をきたす程の騒音、悪臭、放置ごみを発生させないように努めなければならない。 また、設置する建物について、周囲の景観との調和を阻害するような色調・デザインを避けるよう努めなければならない。
③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項	認定計画実施者は、工作物を新築、改築、増築又は除去しようとする場合、事前に漁港管理者と協議しなければならない。 また、事業系ごみについては適正な処理に努めなければならない。
④ その他	「旭市海業推進事業計画」を尊重し、そのビジョンの実現に向け、漁業者・地域・企業等と連携し、関係者の利益が持続的に循環する海業の推進を図るものとする。旭市が主催する漁業者・地域・企業等の関係者により構成される協議会等と連携、協力して事業を遂行しなければならない。 認定計画実施者以外の者が飯岡漁港において実施するマルシェや遊漁船などの事業と連携し、事業効果を高めるよう努めるものとする。 公益上の理由により、活用推進計画を変更する必要性が生じた場合、認定計画実施者は、漁港管理者の求めに応じて、認定計画の変更について、真摯に協議に応じなければならない。 漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の作成や申請方法の詳細については、漁港管理者が別途作成する募集要項にて示すものとする。

6 漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項

平面図



施設①漁港環境整備施設用地
施設②漁具保管修理施設（漁具干場）

(貸付けをしようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数 量	貸付期間
施設①	漁港環境整備 施設用地	千葉県	4,056 m ²	令和10年度 ～令和39年 度 (30年以 内)
施設②	漁具保管修理 施設用地(漁 具干場)	千葉県	6,579 m ²	

(占有をさせようとする漁港の区域内の水域)

水域名	面積 (m ²)	占有の期間
—	—	—

(占有をさせようとする漁港の区域内の公共空地)

公共空地名	面積 (m ²)	占有の期間
—	—	—

7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定	
設定なし	
② 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域	
設定なし	
③ 平面図	
設定なし	

- 8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなった場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

認定計画実施者は、漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合又はその他の事由により水域や漁港施設を用いないこととなった場合、漁港管理者と協議のうえ、認定計画実施者自らの責任と負担において、貸付けを受ける漁港施設について、認定計画に基づいて設置した漁港活用施設を撤去するなどして、速やかに原状を回復すること。

なお、万が一、認定計画実施者が原状回復措置を履行できない状況となった場合又はその他の事由がある場合、漁港管理者の選択により、水域や漁港施設を占有する工作物の漁港管理者への無償譲渡を可能とするよう、水域や漁港施設の貸付契約等にその旨を定めることとする。